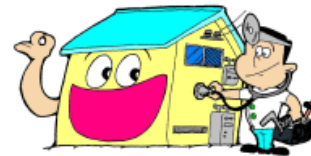


わずかな費用で耐震診断が実施可能に！

さらに、改修工事費は最大100万円まで補助します！

市では、地震に対する住宅の安全性の向上を図るため、木造住宅の耐震診断・耐震改修について、次のとおり支援を行います。



耐震診断

申込期間 令和3年4月19日(月)～令和4年1月31日(月)

■対象となる住宅

昭和56年5月31日以前に着工された、2階建て以下の一戸建て木造住宅で、延べ面積が500平方メートル以下のもの

【耐震診断技術者派遣制度】

先着15戸

■概要

対象となる住宅の耐震診断を希望する住宅の所有者に、愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録要綱に定める耐震診断技術者を派遣するものです。

■費用

診断結果に対する評価料は実費となります。（評価機関『A・B』により料金が異なり、選択できます。）

A 愛媛県建築物耐震評価委員会（年5回実施）・・・3,000円

B 愛媛住宅センター（随時実施）・・・9,900円

【補助制度】

従来の制度

先着3戸

■対象となる耐震診断

愛媛県木造住宅耐震診断事務所の登録を受けた建築士事務所が実施する耐震診断

■補助金の額（注：消費税は対象外）

耐震診断に要する費用3分の2以内で**限度額2万円**

■診断費用の目安

診断費用：1件あたり7万円から8万円程度で平均約7万円

※本補助金事業については、令和4年2月末日までに完了するようにお願いいたします。

耐震改修

申込期間 令和3年4月19日(月)～令和4年1月31日(月)

【補助制度】

先着10戸

■対象となる住宅

市が実施する補助事業又は耐震診断技術者派遣事業による耐震診断の結果、「倒壊する可能性がある」「倒壊する可能性が高い」と判定された住宅で、改修後「倒壊しない」「一応倒壊しない」と評価されたもの

■補助金の額（注：消費税は対象外）

改修工事に要する費用の4/5以内

限度額100万円

※本補助金事業については、令和4年2月末日までに完了するようにお願いいたします。

★代理受領制度について★

申請者が耐震改修にかかった費用を業者に支払う際に、かかった費用から補助金額を差し引いた残額を業者に支払い、補助金は、市から直接業者に支払う制度があります。

この制度を利用した場合には、申請者が耐震改修にかかった費用の全額を業者に支払う必要がなくなり、申請者の初期費用負担を軽減することができますので、ぜひご利用ください。詳しくは、市ホームページの補助金交付要綱及び案内パンフレットをご覧ください。